鴨川市地域おこし協力隊(有害鳥獣対策)募集要領

令和7年11月

鴨川市は、千葉県の南東部に位置し、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれた南房総国定公園の区域内にある。総面積は191.14km²で、山間地及び丘陵地が大部分を占め、清澄山系と嶺岡山系の山間丘陵地に挟まれるように、米どころとして有名な長狭平野が開けている。

近年、鴨川市では有害鳥獣による農作物被害が増加していることから、有害鳥獣の捕獲事業や農地侵入を防ぐ侵入防止柵設置に取り組んできたが、捕獲従事者の高齢化や侵入防止柵設置に携わる人員不足などが課題となっている。

このような状況を改善するため、地域内の人材だけでなく、地域外からの新たな発想や能力、 経験等を有する人材が必要であることから、以下のとおり「鴨川市地域おこし協力隊」を募集 する。

1 募集人数 1名

2 募集対象

- (1) 以下の①~⑦全ての項目に該当するものを対象とする。
 - ① 年齢20歳以上60歳未満(令和7年4月1日現在)の者
 - ② 次のいずれかに該当する者
 - ア 3大都市圏をはじめとする都市地域等に生活の拠点を置く者
 - (※ 地域要件については、総務省の「地域おこし協力隊」の関連ページで確認する こと。)
 - イ 鴨川市以外の地方自治体で隊員であった者(同一地域における活動2年以上、かつ 解嘱1年以内)
 - ③ 隊員の委嘱に際し、鴨川市に生活の拠点を移し、住民票を異動できる者(家族での居住も可能とする。既に鴨川市に定住・定着している者(既に住民票の異動が行われている者等)は対象とならない。)
 - ④ 有害鳥獣対策を通じた地域振興及び地域の活性化に意欲があり、地域住民と協力しながら、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組むことができる者
 - ⑤ 基本的なパソコンの操作(ワード、エクセル他、一般的な操作)やSNS等を活用した情報発信ができる者。
 - ⑥ 普通自動車運転免許を取得している者(※日常生活においても車が必需品であるため、 自家用車を保有している場合は車両を持ち込むことを推奨する。)
 - ⑦ 任期中、鴨川市内に居住し、任期終了後も定住する意思のある者。

3 隊員の活動

(1) 基本活動

隊員は、鴨川市地域おこし協力隊として、有害鳥獣対策事業に関する以下の業務を行う ものとする。

- ① 有害鳥獣による農作物への被害調査および防止に関する業務
- ② 有害鳥獣の捕獲後の処分方法等の研究に関する業務
- ③ 有害鳥獣対策を通じた地域振興及び地域の活性化に関する業務
- ④ 有害鳥獣の捕獲に関する業務
- ⑤ その他、農業振興活動に付随する業務
- (2) その他

状況に応じて必要と認められる活動

- 4 任 期 令和8年3月1日から令和8年3月31日まで (以降、1年単位で更新し、最長で令和11年2月28日まで継続が可能。 継続採用については、双方協議の上、判断する。)
- 5 活動場所 鴨川市全域
- 6 活動時間、活動日数、休暇日等
- (1) 1日の活動時間は、原則として7時間とする。
- (2) 1月の活動日数は、原則として20日間とする。
- (3)前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、協議の上、隊員の活動時間 又は活動日数を調整できるものとする。

7 報償金等

報償金及び所得税等の条件は次のとおりとする。ただし、隊員は市の委嘱を受け、その活動の対価として、報償金の支給を受けるものとし、隊員と鴨川市との雇用契約は存在しない。

- ① 報償金(月額) 291,000円
- ② 前項の規定にかかわらず、隊員としての1月の活動日数が15日に満たない場合は、活動日数と1日あたりの金額(14,550円)の積により報償金の額を算出する。
- ③ 鴨川市との雇用契約は存在しないため、市民税などの税金等については各自で 納めること。

8 隊員の活動等に対する支援

市は、隊員が地域において円滑かつ効果的に活動が実施できるよう、以下に掲げる隊員の活動や生活を支援する。なお、市はその支援業務の全部又は一部を地域の団体に委託することができる。

- ① 隊員が行う地域協力活動に関する指導及び支援
- ② 隊員が地域に定着するための支援
- ③ 隊員が行う地域協力活動の取組状況、活動の成果等の情報発信
- ④ 市や地域の団体等が行う地域振興イベントなどへの協力活動に対する支援
- ⑤ 隊員が地域で生活するための住居の確保などの生活支援
- ⑥ その他隊員が行う地域協力活動に対して必要と認められる支援

9 活動等の経費

以下の活動等の経費については、予算の範囲内において、必要に応じて市または支援団体 が負担する。なお、負担の可否については、市及び支援団体と協議の上決定する。

- ① 隊員による地域おこしのプランニング及び打合せ等に関する事務経費
- ② 隊員の活動に要する作業用具等の消耗品
- ③ 隊員の技術等の習得に対する研修先への謝金
- ④ 隊員が研修機関等の実施する研修プログラムへ参加する場合の費用及びそれに要する 旅費
- ⑤ 市や地域の団体等が行う行事等に協力するために用意しなければならない道具等の購入 費用
- ⑥ 隊員が活動現場への移動やその活動に使用する車両(自動車)等の借上料及び燃料費
- ⑦ 隊員の活動内容や得られた成果を掲載するホームページの作成費など
- ⑧ 本事業に興味を持つ都市住民等に配布するリーフレット等の作成費など
- ⑨ 隊員が地域で生活するための住居確保に要する経費(隊員の住居の家賃は5万円を限度 とし、超える場合は超過分を隊員が負担)
- ⑩ その他、隊員が行う地域協力活動に対して必要と認められる支援に係る経費

10 応募方法

- (1) 提出書類
- ① 応募用紙(指定様式)
- ② 履歴書(市販のもの)
- ③ 住民票 (居住地の確認をするため) *申請日から1ヶ月以内のもの
- (2) 応募方法

提出書類に必要事項を記入し、鴨川市建設経済部農林水産課に郵送又は持参。

11 選考方法

- (1) 第1次選考
- ① 書類審査を行う。

- ② 選考結果は、申込受付期間終了後、概ね7日程度で応募者全員に文書で通知する。
- (2) 第2次選考
- ① 第1次選考合格者を対象に個人面接(※令和8年1月8日(木)を予定)を行う。
- ② 面接審査終了後、概ね7日程度で採用か不採用かの結果を通知する。
- (3) 応募に係る経費

書類選考のために必要な郵送費等や面接選考のために必要な交通費等、応募にかかる経費は全て応募者の負担とする。

- **12 募集期間** 令和 7 年 11 月 21 日 (金) ~12 月 24 日 (水) ※12 月 24 日 (水) 午後 5 時 農林水産課 必着
- 13 応募、問い合わせ先

鴨川市建設経済部 農林水産課 農業振興係

(住 所) 〒296-8601 千葉県鴨川市横渚 1450

(電話) 04-7093-7834

(FAX) 04-7093-7856

(E-mail) nourinsuisan@city.kamogawa.lg.jp